

施策名：イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 278億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

I		II			III				
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 〇 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 実施主体

都道府県

(2) 補助上限額

- 介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く)：1事業所あたり20万円
- 訪問介護、通所介護事業所：規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、
訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円
通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円
- 施設系(特養、老健、介護医療院等)：定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上～2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。
通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3) 補助率

国：3/4、都道府県：1/4 (都道府県事務費は国：10/10)

(4) 補助対象

介護事業所・施設

(5) 補助対象経費(例)

- [介護サービスを円滑に継続するための対応]
- ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
 - イ. ネットクーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ
 - ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など
- [大規模災害等への備え]
- 平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。
- ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)
 - イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
 - ウ. 衛生用品、医療用品
 - エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ
 - オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

補助対象施設・事業所種別及び補助単価について

	介護サービス種別	1事業所あたり 補助単価
1	集合住宅併設型（同一建物減算定事業所）	20万円
2	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 200回以下	30万円
3	訪問介護 事業所 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 201回以上2,000回以下	40万円
4	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数 2,001回以上	50万円
5	訪問入浴介護事業所	20万円
6	訪問看護事業所	20万円
7	訪問リハビリテーション事業所	20万円
8	通所介護 事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下
10		1月あたり延べ利用者数601人以上
11	通所リハビリテーション事業所	20万円
12	特定施設入居者生活介護（養護、軽費を除く）	20万円
13	福祉用具貸与事業所	20万円
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	20万円
15	夜間対応型訪問介護事業所	20万円
16	地域密着型通所介護事業所	20万円
17	認知症対応型通所介護事業所	20万円
18	小規模多機能型居宅介護事業所	20万円
19	認知症対応型共同生活介護事業所	20万円
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護、軽費を除く）	20万円
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	20万円
22	居宅介護支援事業所	20万円

	施設等種別	定員1人あたり 補助単価
23	介護老人福祉施設	6千円
24	介護老人保健施設	6千円
25	介護医療院	6千円
26	地域密着型介護老人福祉施設	6千円
27	短期入所生活介護事業所	6千円
28	養護老人ホーム	6千円
29	軽費老人ホーム	6千円

※ 居宅療養管理指導、福祉用具販売、短期入所療養介護、各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援体制総合事業実施事業所は補助対象外

【補助対象施設・事業所の整理】

- ・申請時点で指定を受けている施設・事業所について補助対象とする。
- ・休止中の施設・事業所は対象外。ただし、申請時点で再開している施設・事業所は対象とする。
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療機関等のみなし指定事業所であって、2025年9月から申請時点までに、介護保険での利用者がいない場合も対象外
- ・施設の空床利用で短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用者は、元の施設の定員数で算定されるため、別途の補助は行わない。
- ・障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合は、補助対象として差し支えない。
- ・訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数については、2024年4月サービス提供分から9月サービス提供分の平均値により判断（判断方法について次ページ参照）